

# 資料 1

## 平成27年米子市議会9月定例会議案

平成27年9月1日

議案番号	案 件	主 管 課	説 明
8 1	米子市総合計画の基本構想に係る議会の議決事件を定める条例の制定について	企 画	<p>地方自治法第96条第2項の規定に基づき、本市の総合計画の基本構想の策定等を米子市議会において議決すべき事件として定めようとするもの</p> <p>〔制定内容〕</p> <p>本市の総合計画の基本構想の策定、変更又は廃止を、米子市議会において議決すべき事件として定めることとする。</p>
8 2	米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	市 民	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき交付する個人番号を通知するカード及び個人番号カードの再交付について徴収する手数料の額を定めようとするもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <p>個人番号を通知するカード（通知カード）及び個人番号カードの再交付に係る手数料の額を、次のとおり定めることとする。</p> <p>(1) 通知カード 1枚につき500円</p> <p>(2) 個人番号カード 1枚につき800円</p> <p>※通知カード 氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他総務省令で定める事項が記載されたカード</p> <p>※個人番号カード 氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項が電磁的方法により記録されたカードであって、他者による当該記録事項の閲覧又は改変を防止するための措置が講じられたもの</p>

8 3	米子市特別医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	保険年金	<p>特別医療費の助成の対象となる子どもの年齢を引き上げるとともに、修学により市外に住所を有する国民健康保険の被保険者に対する助成について明文化しようとするもの</p> <p>[主な改正内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>子どもに係る特別医療費の助成の対象者を「18歳（現行：15歳）に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」とすることとする。</li> <li>修学により市外に住所を有する国民健康保険の被保険者に対する特別医療費の助成について明文化することとする。</li> </ol>
8 4	米子市災害遭児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	こども未来	<p>母が災害により死亡し、又は障害の状態となつた児童の全てを災害遭児手当の支給の対象としようとするもの</p> <p>[主な改正内容]</p> <p>母の死亡又は障害の状態による災害遭児手当の支給要件について、父が不在であるとする要件を除き、父子家庭の父にも災害遭児手当を支給することとする。</p>
8 5	財産の取得について	防災安全	<p>次のとおり財産を取得しようとするもの 財産の表示</p> <p>CD-I型消防ポンプ自動車 1台</p> <p>取得の目的</p> <p>米子市消防団淀江町第1分団に配備するため</p> <p>取得価額 1,231万2,000円</p> <p>相 手 方 鳥取市古海356番地1</p> <p>株式会社吉谷機械製作所</p>
8 6	米子市と境港市との可燃ごみ焼却事務の委託に関する規約を定める協議について	環境事業	<p>境港市において発生する可燃ごみの焼却に関する事務を境港市から受託するため、その規約を定める協議をしようとするもの</p> <p>[主な協議内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>米子市は、平成28年4月1日から平成44</li> </ol>

			<p>年3月31日までの間、境港市において発生する可燃ごみを焼却する。</p> <p>2 米子市が境港市において発生する可燃ごみを焼却するために要する経費は、境港市が負担する。</p>
87	米子市と大山町との可燃ごみ焼却事務の委託に関する規約を定める協議について	環境事業	<p>大山町において発生する可燃ごみの一部の焼却に関する事務を大山町から受託するため、その規約を定める協議をしようとするもの</p> <p>〔主な協議内容〕</p> <p>1 米子市は、平成28年4月1日から平成44年3月31日までの間、大山町において発生する可燃ごみの一部を焼却する。</p> <p>2 米子市が大山町において発生する可燃ごみの一部を焼却するために要する経費は、大山町が負担する。</p>
88	米子市と日吉津村との可燃ごみ焼却事務の委託に関する規約を定める協議について	環境事業	<p>日吉津村において発生する可燃ごみの焼却に関する事務を日吉津村から受託するため、その規約を定める協議をしようとするもの</p> <p>〔主な協議内容〕</p> <p>1 米子市は、平成28年4月1日から平成44年3月31日までの間、日吉津村において発生する可燃ごみを焼却する。</p> <p>2 米子市が日吉津村において発生する可燃ごみを焼却するために要する経費は、日吉津村が負担する。</p>
89	米子市日吉津村中学校組合規約を変更する協議について	教育総務	<p>米子市日吉津村中学校組合の規約を変更する協議をしようとするもの</p> <p>〔主な内容〕</p> <p>1 規約において引用する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条項の番号を改めることとする。</p> <p style="text-align: center;">第23条 → 第21条</p> <p>2 現在の米子市日吉津村中学校組合教育委員会教育長が米子市日吉津村中学校組合教育委員会の委員としての任期が満了するま</p>

			での間の経過措置を定めることとする。
9 0	平成27年度米子市一般会計補正予算（補正第2回）	財 政	明細別紙
9 1	平成27年度米子市農業集落排水事業特別会計補正予算（補正第1回）	財 政	明細別紙
9 2	平成27年度米子市介護保険事業特別会計補正予算（補正第1回）	財 政	明細別紙
9 3	平成26年度米子市一般会計等の決算認定について	財 政	一般会計及び国民健康保険事業特別会計ほか8特別会計の決算認定
9 4	平成26年度米子市水道事業会計の決算認定について	水 道 局	水道事業会計の決算認定
9 5	平成26年度米子市水道事業会計剰余金の処分について	水 道 局	平成26年度水道事業会計剰余金のうち、3億7,443万6,843円を建設改良積立金として処分し、及び当年度の補てん財源として使用した後の未処分利益剰余金について同額を自己資本金に組み入れること、並びに18億7,157万1,411円を会計制度の見直しに伴う変動額として処分しようとするもの
9 6	平成26年度米子市工業用水道事業会計の決算認定について	水 道 局	工業用水道事業会計の決算認定
報告22	平成26年度決算に基づく米子市の健全化判断比率について	財 政	平成26年度決算に基づく米子市の健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）を、監査委員の意見を付けて報告するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・実質赤字比率 実質赤字額が発生していないため、算定されない。</li> <li>・連結実質赤字比率 実質赤字額が発生していないため、算定されない。</li> <li>・実質公債費比率 16.8%</li> <li>・将来負担比率 153.5%</li> </ul>

報告 2 3	平成 2 6 年度決算に基づく米子市の公営企業における資金不足比率について	財 政	<p>平成26年度決算に基づく米子市の公営企業における資金不足比率を、監査委員の意見を付けて報告するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての公営企業（水道事業・工業用水道事業・下水道事業・農業集落排水事業）において、資金不足額は生じていない。</li> </ul>
報告 2 4	議会の委任による専決処分について（農業集落排水施設使用料の徴収に係る民事訴訟法第395条の規定によりみなされる訴えの提起について）	下水道営業	<p>農業集落排水施設使用料の徴収に係る債務者に対して行った支払督促について当該債務者から督促異議の申立てがあったことによる民事訴訟法第395条の規定によりみなされる訴えの提起をしたもの</p> <p>処分年月日 平成27年 7月 30日</p> <p>支払督促の概要</p> <p>平成24年度分の一部、平成25年度分及び平成26年度分の全部並びに平成27年度分の一部の農業集落排水施設使用料を滞納する相手方に対しその支払を求めたにもかかわらず支払がないため、次に掲げる金額の支払を求める支払督促の申立てを行った。</p> <p>1 金86,846円 2 金2,482円（申立手続費用）</p> <p>相手方</p> <p>支払督促の申立てを行った日 平成27年 7月 1日</p> <p>相手方が督促異議の申立てを行った日 平成27年 7月 23日</p> <p>民事訴訟法第395条の規定により訴えの提起があったものとみなされた日 平成27年 7月 1日</p> <p>訴訟遂行の方針 第1審判決の結果必要がある場合は、上訴する。</p>

報告 2 5	議会の委任による専決処分について（損害賠償の額の決定について）	維持管理	<p>法律上、市の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 平成27年7月9日</p> <p>損害賠償額 6万7,703円</p> <p>相 手 方 米子市在住の個人</p> <p>事故の概要</p> <p>平成27年6月1日、相手方が相手方所有の普通乗用自動車で市道西福原両三柳2号線の側溝の上を通過した際、当該側溝に設置されていたコンクリート蓋が跳ね上がり、当該普通乗用自動車を損傷させたもの。人身事故なし。</p>
報告 2 6	議会の委任による専決処分について（損害賠償の額の決定について）	体 育	<p>法律上、市の義務に属する社会教育活動に伴う事故による損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 平成27年7月13日</p> <p>損害賠償額 5万2,142円</p> <p>相 手 方 米子市在住の個人</p> <p>事故の概要</p> <p>平成27年6月14日、米子市営東山スポーツ広場で行われていた米子市教育委員会及び米子市体育協会主催の平成27年度米子市民体育祭ソフトボール大会の試合での打球が、同広場の駐車場に駐車していた相手方所有の軽乗用自動車に当たり、当該軽乗用自動車の車体を損傷させたもの。人身事故なし。</p>
報告 2 7	議会の委任による専決処分について（損害賠償の額の決定について）	整 備	<p>法律上、市の義務に属する公共下水道施設の管理の瑕疵による損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 平成27年8月6日</p> <p>損害賠償額 23万4,096円</p> <p>相 手 方 有限会社タイヤセンターナガミ</p> <p>事故の概要</p> <p>平成27年7月9日、相手方の社員が相手方所有の普通乗用自動車で市道元町通り線を走行中、当該普通乗用自動車が、当該市道に埋設していた本市の公共下水道施設の破損を原</p>

			因として当該市道に生じていた穴ぼこにはまり、当該普通乗用自動車を損傷させたもの															
報告 28	議会の委任による専決処分について（損害賠償の額の決定について）	整 備	<p>法律上、市の義務に属する公共下水道施設の管理の瑕疵による損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 平成27年8月6日</p> <p>損害賠償額 2万100円</p> <p>相 手 方 米子市在住の個人</p> <p>事故の概要</p> <p>平成27年7月9日、相手方が相手方の勤務先所有の普通乗用自動車で市道元町通り線を走行中、当該普通乗用自動車が、当該市道に埋設していた本市の公共下水道施設の破損を原因として当該市道に生じていた穴ぼこにはまり、当該普通乗用自動車を損傷させた際に、相手方に頸椎捻挫を負わせたもの</p>															
報告 29	米子市債権管理条例に基づく債権の放棄について	行政経営	<p>米子市債権管理条例に定めるところにより、水道事業に係る債権を放棄したことについて報告するもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">平成27年3月31日付けで放棄した非強制徴収債権等</th> </tr> <tr> <th>種 類</th> <th>件 数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道料金</td> <td>798</td> <td>2,133,453円</td> </tr> <tr> <td>修繕工事費</td> <td>1</td> <td>9,240円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>799</td> <td>2,142,693円</td> </tr> </tbody> </table>	平成27年3月31日付けで放棄した非強制徴収債権等			種 類	件 数	金 額	水道料金	798	2,133,453円	修繕工事費	1	9,240円	合 計	799	2,142,693円
平成27年3月31日付けで放棄した非強制徴収債権等																		
種 類	件 数	金 額																
水道料金	798	2,133,453円																
修繕工事費	1	9,240円																
合 計	799	2,142,693円																

資料 2

平成27年度9月補正予算の概要

【議案第90号】一般会計(補正第2回)

(歳出)

(単位:千円)

区分	補正前の額	補正額	計	備考
2 総務費	8,160,503	288,016	8,448,519	
3 民生費	23,009,995	59,135	23,069,130	
4 衛生費	3,405,026	7,830	3,412,856	
6 農林水産業費	1,107,478	12,285	1,119,763	
7 商工費	6,623,165	805,387	7,428,552	
9 消防費	159,416	300	159,716	
歳出合計	61,480,707	1,172,953	62,653,660	

(歳入)

(単位:千円)

区分	補正前の額	補正額	計	備考
11 地方交付税	9,435,798	14,421	9,450,219	普通交付税 14,421
15 国庫支出金	9,470,289	80,133	9,550,422	地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金 39,986 医療介護提供体制改革推進交付金 36,347 母子保健衛生費負担金 3,800
16 県支出金	4,368,987	28,443	4,397,430	安心子育て支援サービス体制緊急整備事業費補助金 15,066 鳥取和牛振興総合対策事業費補助金 5,000 ネギ黒腐病核病緊急防除支援事業費補助金 2,809 特別医療費(小児)助成事業事務費補助金 2,700 母子保健衛生費負担金 1,900 ほか
18 寄附金	472,331	146,804	619,135	ふるさと納税寄附金 146,804
19 繰入金	472,388	103,152	575,540	がいなよなご応援基金繰入金 103,152
21 諸収入	6,650,291	800,000	7,450,291	商工業振興資金貸付金元利収入 800,000
歳入合計	61,480,707	1,172,953	62,653,660	

(前年度比較)

(単位:千円)

27年度		26年度		比較 (%)			
当初 A	9月現計 B	当初 C	9月現計 D	A/C	B/A	B/D	D/C
61,328,000	62,653,660	59,303,000	60,488,660	103.41	102.16	103.58	102.00

【議案第91号～第92号】特別会計

(単位:千円)

会計名	補正前の額	補正額	計	備考
農業集落排水事業	696,943	10,058	707,001	
介護保険事業	13,495,446	20,182	13,515,628	

## 平成27年度9月補正予算の主な内容

【一般会計】

※ 新規事業 (単位:千円)

費目	事業名	補正額	内容
総務費	地域産品PR事業(ふるさと納税)	249,956	寄附見込件数の増加等に伴う市民体験パック関連経費、記念品負担金等の実績見込みの増及びワンストップ特例制度導入に伴う事務経費
	※ 宇沢弘文記念フォーラム開催支援事業	100	本市出身の国際的経済学者宇沢弘文氏の1周忌記念フォーラムの開催経費に対する助成
	中海・宍道湖・大山圏域市長会負担金	31,800	※ 中海・宍道湖・大山圏域市長会で行う広域連携事業に対する負担金 内容:三大都市圏での圏域PR、いいものマルシェの開催、圏域インバウンド対策
	移住定住推進事業	2,799	※ 鳥取県西部圏域の市町村が広域連携により行う事業に対する負担金 内容:移住定住セミナー及び体験ツアーの開催、定住促進パンフレットの作成
	個人番号カード関連事業	1,918	個人番号カードの裏書印字システムの導入等
民生費	※ 小規模多機能型居宅介護事業所整備事業	36,347	小規模多機能型居宅介護事業所の整備に対する助成
	医療助成事務費	5,400	※ 小児特別医療費助成の対象者拡大に伴う準備のための事務経費
	※ 小規模保育施設整備事業	16,950	小規模保育施設の整備に対する助成 定員:0歳児3名 1歳児6名 2歳児6名 合計15名
	※ 自然で遊べ、やんちゃご事業	438	定期的に自然体験活動を行う保育施設等に対する助成
衛生費	未熟児養育事業	7,600	入院治療が必要な未熟児医療に係る扶助費の実績見込みの増
	地域自死対策緊急強化事業	230	※ 保育園・幼稚園職員や小・中学校教職員等を対象とした講演会の開催
農林水産業費	※ ネギ黒腐菌核病緊急防除支援事業	5,618	ネギ栽培農家に対するネギ黒腐菌核病対策経費の助成
	※ 鳥取和牛振興総合対策事業	6,667	ブランド和牛の増頭に取り組む畜産農家に対する助成
商工費	商工業振興資金貸付金	800,000	資金貸付額の実績見込みの増
	※ 西部圏域「DMO」推進調査事業	5,387	鳥取県西部圏域で連携して行う広域観光事業に対する負担金 内容:圏域インバウンド対策のための調査研究
消防費	非常備消防費	300	※ 消防団員勧誘のためのポスター・テレビCM等の作成等

(債務負担行為)

(単位:千円)

事 項	限 度 額	期 間	財 源 内 訳		
			特 定 財 源		一般財源
			国 県 支 出 金	地 方 債	
クリーンセンター 焼却灰再資源化 収集運搬処理業 務委託料	1,479,000	平成27年度から 平成33年度まで	-	-	702,000 777,000

【特別会計】

(単位:千円)

会 計 名	事 業 名	補 正 額	内 容
農 業 集 落 排 水 事 業	処理施設維持管理事業	2,500	※ 県道赤松淀江線の橋りょう改築に伴う管路移設工事
	※ 地方公営企業会計移行事業	7,558	地方公営企業法の適用に要する固定資産調査や評価等の経費
介護保険事業	償還金	20,182	過年度受入れ交付金の精算による返還金

(債務負担行為)

農業集落排水事業特別会計

(単位:千円)

事 項	限 度 額	期 間	財 源 内 訳		
			特 定 財 源		一般財源
			国 県 支 出 金	地 方 債	
公営企業会計移行に係る資産調査・評価等業務委託料	24,000	平成28年度	-	24,000	-